

役員（理事・監事）及び評議員の報酬等に関する基準

（目的）

第1条　社会福祉法人樟風会の役員等（評議員、理事及び幹事、また別表2に掲げるその他の委員）が理事会若しくは評議員会に出席する場合、又は、法人業務（法人が実施する事業の運営のための業務）に当たった場合は、役員等報酬を支給するものとする。ただし、施設長等の法人の職員であり、職員給与の支給を受ける常勤役員等については、報酬を支給しないものとする。

（支給額の算定方法及び基準）

第2条　役員等が理事会若しくは評議員会に出席する場合、又は法人業務に当たった場合は従事した業務の都度、次の別表のとおり役員等報酬を支給するものとする。なお、理事、監事及びその他委員については、年間総額が100万円を超えない範囲で支給するものとする。

別表

| | |
|------------|---------|
| 理事 | 10,000円 |
| 監事 | 10,000円 |
| 評議員 | 10,000円 |
| 評議員選任・解任委員 | 10,000円 |
| 苦情処理第三者委員 | 10,000円 |

別表2

評議員選任・解任委員

苦情処理第三者委員

附 則

この基準は平成29年6月10日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

令和7年7月1日一部改正